様式第２－１

令和　　年　　月　　日

 　　　　　　　　　　殿

山梨県知事

令和　　年度水素供給インフラ周辺ビジネス参入支援事業費補助金交付決定通知書

　令和　　年　　月　　日付けで申請のあった、水素供給インフラ周辺ビジネス参入支援事業費補助金については、水素供給インフラ周辺ビジネス参入支援事業費補助金交付要綱第６条第１項の規定により、次のとおり交付することと決定したので通知します。

１　補助金の交付対象となる事業及びその内容は、令和　　年　　月　　日付けで申請のあった、交付申請書の記載のとおりとする。

２　補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

　　ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

　　　補助事業に要する経費　　　金　 　　　　　　　　　　円

　　　補助金の額　　　金　 　　　　　　　　　　円

３　補助事業に要する経費の配分は、前記交付申請書記載のとおりとする。

４　補助金の交付の条件は、次のとおりとする。

(1)　補助事業の経費の配分又は補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、同一の補助率が適用される補助対象経費相互間においていずれか低い額の２０％以内の経費の配分の変更又は事業計画の細部の変更は、この限りではない。

(2)　補助事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(3)　補助事業が予定の期間内に完了する見込みのないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、知事に報告し、その指示を受けなければならない。

５　補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

(1)　次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。

ア　補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき

イ　補助金を他の用途に使用したとき

ウ　補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をしたとき

エ　補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき

オ　暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき

(2)　補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

(3)　交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年１０．９５％の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

(4)　補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年１０．９５％の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

６　補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。

７　この補助金に係る実績報告書は、当該補助事業が完了した日から起算して３０日を経過した日又は交付決定した年度の３月１０日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

８　補助事業により取得し又は効用が増加した財産を他の用途に使用し、他の者に貸付け若しくは譲渡し、他の物件と交換し又は債務の担保に供しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。

９　補助事業者は、山梨県補助金等交付規則、交付要綱及び交付要領に従わなければならない。

様式第２－２

令和　　年　　月　　日

 　　　　　　　　　　殿

山梨県知事

令和　　年度水素供給インフラ周辺ビジネス参入支援事業費補助金不交付決定通知書

　令和　　年　　月　　日付けで申請のあった、水素供給インフラ周辺ビジネス参入支援事業費補助金については、交付しないこととしたので、水素供給インフラ周辺ビジネス参入支援事業費補助金交付要綱第６条第１項の規定により通知します。